

## 第5回 行政手続部会 第2検討チーム 議事録

1. 日時：平成30年2月15日（木）14:01～15:11

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室

3. 出席者：

（委員）安念潤司（主査）、高橋滋（部会長）、野坂美穂、林いづみ、原英史

（専門委員）佐久間総一郎、田中良弘、川田順一、村上文洋

（政府）平井内閣審議官

川村内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

馬場内閣官房IT総合戦略室参事官、奥田内閣官房IT総合戦略室参事官

（ヒアリング省庁）筒井健夫 法務省 大臣官房審議官

松井信憲 法務省 民事局商事課長

（事務局）田和室長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：

（開会）

関係省庁からのヒアリング

・重点分野「商業登記等」

（閉会）

5. 議事概要：

○安念主査 それでは、時間となりましたので、第5回「行政手続部会第2検討チーム」を開会させていただきます。

皆様には、お忙しいところ御出席を賜りまして、ありがとうございました。

堤専門委員は御欠席です。

法務省の皆様、本当にお忙しいところをありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、重点分野「商業登記等」について、法務省から御説明をいただくことになっております。

なお、設立登記については、日本経済再生本部のもとに設置されている法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会において既に審議されていることから、内閣の会議の間の重複を避けるため、本日は、設立登記以外の商業登記を中心に検討したいと存じます。そうは申しましても、両者は密接にかかわるため、会議間でワンボイスとし、相矛盾した指摘とならないように、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会に参加されている原委員、第1検討チームの川田専門委員、投資等ワーキング・グループの村上専門委員、また、日本経済再生総合事務局にも御参加をいただいております。

委員・専門委員の皆様におかれましては、法務省の御説明を聴取していただき、それを受けて御質問等をお願いしたいと存じます。

なお、検討を行うに当たり、事前に議論における論点を資料1のとおりメモにまとめ、法務省に対しても御通知を申し上げているところでございます。

それでは、早速でございますが、法務省さんより資料2について御説明を、お招きをしておきながら大変厚かましいですが、20分程度でお願いできればと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○筒井審議官 法務省民事局担当の審議官、筒井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日、商業登記等に関する行政手続部会における基本計画に係る省庁ヒアリングが行われるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

商業登記等に関する行政手続コスト削減のための基本計画につきましては、昨年6月に策定し、これを法務省ホームページで公表しているところでございます。また、商業登記につきましては、平成29年6月9日閣議決定の「未来投資戦略2017」におきまして、法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにするとされたことを受けまして、内閣官房日本経済再生総合事務局を事務局として法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会が開催されており、昨年9月以降、既に6回の検討会が開催されております。

この検討会での検討状況を受けまして、平成29年12月8日閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」におきましては、オンラインによる法人設立の24時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化、法人設立における印鑑届出の義務の廃止等につきまして、本年度末までに具体策と実現に向けた工程表について成案を得ることとされました。

この検討会では、完全オンライン申請の実現、登記の適正迅速処理等についても議論されているところでありまして、行政手続コストの削減という観点では、本行政手続部会での議論ともかかわりがあるところでございます。

商業登記につきましては、あらゆる会社、法人情報の基盤となるものであり、登記後に多くの行政手続を行う必要があることなどから、登記の真実性及び迅速化の要請が特に強く、法務省としても、これらの要請にこたえていく必要があるものと考えております。

法務省といたしましては、本日、委員の皆様から頂戴する御意見を十分に踏まえまして、行政手続コスト削減の実現に向けてあらゆる努力をしてみたいと考えております。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

○松井課長 それでは、引き続きまして、法務省民事局商事課長の松井のほうから具体的な内容について御説明を申し上げます。

本日の配付資料の一番後ろにつづられております法務省の策定した行政手続コスト削減のための基本計画、これをまずは若干御説明差し上げた上で、その後に資料2に基づいた

論点に対する回答を御説明したいと思います。

末尾の基本計画の3ページ目をごらんいただければと思います。行政手続部会におきましては、事業者の作業時間ベースで20%のコスト削減をすることを目標としているところでありまして、この3ページ目のコスト計測とあるところに記載したとおり、まず、登記に関しましては、株式会社の設立の登記と役員変更の登記、これについてコストを計測しつつ、20%削減に向けた取組を行っていくことにしております。

これは、まず設立の登記といいますのは、法人格の取得という重大な法的効果をもたらす、そして、迅速性が特に要求される手続であるからでございます。また、役員変更の登記は、株式会社の登記100万件のうち、およそ半分を占めております。ですので、この2つの登記を念頭に置きながら、全体として登記の迅速処理を考えていきたいと考えた次第です。

具体的には、コスト計測の方法としては、2の(1)にあるとおり、設立の登記については定款の作成日から事業者の作業が始まると考えました。そして、事業者が一定の会社設立のための手続を会社の中で行った後に登記申請を行う。その後、登記が完了した後、各会社は、例えば国税、地方税、社会保険、さまざまな役所に登記事項証明書を出すために登記事項証明書を取得して、それを次の役所に持っていくということをしなければなりません。ここまでが設立の登記に係る時間であると考えた次第でございます。

イにあります役員変更の登記につきましても、基本的には同様な思想でありまして、役員が株主総会や取締役会で選任され就任する、この時点がまず手続の発端でございます。その後、登記申請のための書類をつくり、登記を申請する。その登記の完了後に登記事項証明書を取得し、必要な関係官庁に出すということでございます。

このようなコストを計測する上でどのような取組をするかというのが、さかのぼって2ページでございます。行政手続部会で示された3つの法人、具体的には、手続のオンライン化の徹底、同じ情報は一度だけの原則、書式・様式の統一、これを我々のほうとしても登記の手続に落とし込んでここに記載したところでございます。オンライン化の徹底については、その直前に書いてあるように、28年度は既に52.1%となっているところでございますが、年間数%ずつ上がっておりますので、この流れをさらに一層加速していきたいと考えております。

また、同じ情報は一度だけの原則といたしましては、今後、登記情報システムを更改する際に、行政機関に対して、我々が持っている登記情報を提供することを可能にする予定でございます。これによって、事業者の方々が登記事項証明書を取得した上で、また別の役所に足を運ぶ、このような二度手間を省こうということでございます。

3番の書式・様式の統一は、一般の方が申請をしようとするとき起きやすい間違いがあり、その補正にかかる時間もございます。そういうものを短縮するためにホームページのさらなる改善を考えております。

また、会社の設立登記につきましては、平成29年度中、具体的には来月3月12日から会

社の設立登記の申請を優先処理するということにしまして、原則として申請から3日以内に完了できるようにするという事を考えております。

そして、行政手続部会におかれては、基本的には取組期間は3年間で成果を出すようにということを承知しておりますが、先ほど申し上げたとおり、登記情報システムの更改という非常に大がかりなシステム更改がございます。これが完成するのが平成32年となっておりますので、その翌年度のコスト計測を踏まえて、結局20%削減できたかどうかというものを考えたいと思っている次第でございます。

これらを前提といたしまして、今回の論点に対する回答、資料2をごらんいただきたいと思っております。厚目の冊子でございます。

まず、コスト計測の関係で申しますと、15ページをごらんいただけますでしょうか。これが今回、平成29年10月2日に大規模、また中規模な登記所において計測したものをまとめた表になりますけれども、平均作業時間とある網かけの部分、これが土・日・祝日を含めて、先ほど申し上げた定款の作成日から登記事項証明書の取得に要した日、そして関係機関に提出する日、そこまで含めたものが大体15.8日であったということでございます。そのうち登記所の作業時間も計測しております、登記所においては4.7日の間、審査をしていたということになっております。そして、ここでは補正率とオンライン率もあわせて書いておりますので、先ほど申し上げた取組の中で、今後、補正率がどれだけ下がるか、また、オンライン率がどれだけ上がっていくか、こういうものを数値にしてお示ししていきたいと考えているところでございます。

16ページには、役員変更の登記についても書いておりますが、数値的には設立の登記とかなり近いものでございまして、こちら平均作業時間が14.8日、うち登記所では4.9日かかっているということでございます。

以上が平成29年の計測結果の御説明でございました。

それでは、残された時間で論点に対する回答、資料2のうち特に重要なものについて御説明を申し上げてまいりたいと思っております。

項目が多いので、選びながらということで恐縮でございますが、2ページ、基本計画においてオンライン利用率の向上を図るために使い勝手の検証を行うという、その結果についてでございます。

回答に記載しておりますとおり、内閣官房日本経済再生総合事務局におけるオンライン・ワンストップ化検討会におきまして、民間有識者の委員の皆様方からさまざまな御指摘をいただき、このような検証を行ってまいりました。その結果、我々としたしましても、オンライン利用率の向上を図るために、商業登記電子証明書の利用をより促進する必要があると考えておまして、この電子証明書を利用する場合には、必ずしも書面の印鑑を届ける必要はないと考えております。そして、この点は、閣議決定である新しい経済政策パッケージにおいても、印鑑届出の義務の廃止という形で明示しております。

また、最後の段落にありますように、商業登記電子証明書、今は印鑑カードやUSBを持ってい

く、または郵送する必要がございますが、それ自体をオンラインで発行請求できるようにしようということも考えておりますし、1年間当たりおよそ7,900円の手数料が今はかかっているところですが、それをさらに引き下げることができないかということも考えているところがございます。

今、利用件数が伸びつつありますので、このように伸びつつある状況を踏まえた上で、手数料について関係当局と議論してまいりたいと思っております。

次に、4ページ目、オンライン化の推進の中で、既に行政機関が保有している情報については、添付書面の提出を撤廃できないのかという御質問でございます。特に登記においては、御質問のような添付書面が求められているので、これは廃止できないのかということでございますが、まず申し上げたいのは、登記の申請の添付書面というのは、この回答案に書いてあるように株主総会議事録や株主の氏名・住所等を書いた株主リスト、就任承諾書、委任状などがございますが、これらは、既に行政機関が保有している情報ではありません。ですので、御指摘のような観点から、添付書面の撤廃は難しいということをまず第1段落で記載しております。

ただし、印鑑証明書や、運転免許証などの本人確認証明書については、オンライン申請の場合には電子署名が付されていれば、その内容で実質的に審査が可能であるということで、そもそもこれらの書面を提出不要にしていることで、一部添付書面を撤廃することを実現しております。

デジタル・ガバメント計画に書かれておりますとおり、多くの行政手続において登記事項証明書の提出が必要とされているのは、まず、登記が大もととなる、情報はこれが正しくなければならぬということを前提にして、各行政機関においてそれを信頼した手続が行われているということでございます。ですので、登記の添付書面の削減については、やはり慎重に検討しなければなりません。

そして、登記ができ上がった後については、登記事項証明書の添付を要する手続について、先ほど申し上げた行政機関の間の情報連携によって省略を可能とする仕組みをつくっていきたい。平成32年を予定しているということでございます。

次に、時間の関係もございますので、6ページ、印鑑証明書を求めている登記手続について、電子署名ではなくID・パスワード方式でできないかという問題意識でございます。

商業登記におきましては、申請書を出す前に印鑑届というものを提出していただきまして、その会社の届け出た印鑑と申請書に押された印鑑が合致していることを確認した上で登記をしているところがございます。ですので、登記所は、2段落目にありますとおり、印鑑証明書の発行主体であって、実質的にみると、既に印鑑が届け出られていることから別に印鑑証明書の添付を求めているにすぎません。すなわち、登記申請をするときに印鑑証明書を求めてはおりませんが、それは登記所が印鑑証明書の発行主体であるからという理由でございますので、実質的には印鑑証明書に相当するような手続であるということができるかと考えております。ですので、登記の申請に当たって電子署名を求め

ないということは、我々としては実現が困難な課題であると考えています。

また、ID・パスワード方式について、さまざまな方式があるやにインターネットなどを見ていると拝見するところではございますが、やはり電子証明書よりはセキュリティーレベルが落ちるという見方が一般的かと存じております。このあたり、我々もまだ十分な知識はございませんけれども、先ほど申し上げたような、実質的には印鑑証明書を求めている手続に相当する登記の申請ということを考えますと、ID・パスワード方式は今のところ困難であると考えているところでございます。

次に、8ページ、法務省の取組期間は5年間ということでありますが、3年間でできるものはないのかという御質問をいただきました。

回答欄にありますとおり、5年間の間でもできるところから随時進めてまいりたいと考えております。まず今年度は、来月12日から設立登記を優先処理し、3日以内に登記を完了していこうという取組を行います。そして、平成30年度には、内閣官房で議論がされているとおり、デジタルファーストの原則に基づいたオンラインによる法人設立登記を24時間以内に処理し世界最高水準の適正迅速処理を目指すために、電子化を進めるということを検討してまいりたいと思っておりますし、印鑑届出の義務の廃止、そのために必要な法律やシステムの見直しも検討していかなければならないと考えているところでございます。そして、電子証明書の手数料の見直しも、来年度に検討を行っていきたいと考えております。

さらに、平成31年度には、登記情報システムの更改を進めているところでございますので、このような開発を行っていくというところでございます。

申しわけございません。短時間でと言われましたので、ここまでしか申し上げられませんが、その他の回答につきましては、この文書で書かせていただいたとおりでございますので、あとは御質問にお答えする形で御説明させていただければと思います。

○安念主査 どうもありがとうございました。窮屈なことを申して恐縮でした。

さて、御指摘、御質問等がございましたら、どなたからでもどうぞ。

○高橋部会長 まず最初に、コスト計測の御説明を頂戴したのですが、この説明ですと、いわゆる待ち時間といいますか、申請してから実際に手続が終わるまでの時間ということで計測されているのです。しかし、我々がお願いしている作業時間というのは違って、実際に企業の方がどういう作業をしているのかという時間を計測していただきたいということなのです。そういう意味では、要するに何もしない、ほかの仕事をしながら待っている時間を我々は行政手続コストに入れていないので、そこは計測の仕方を少し考えていただきたいと思っています。そうでないと、見えることも見えなくなってしまうので、例えば、今、設立登記で問題になってはいますが、形式的な添付書類の記載と実際が違っているかどうかというチェックなど、それで一々手戻りがあると時間がかかるわけですね。そういうものを基本的に自動でやっていただいて、手早く時間がかからない形で済ませる。一々役所に行かなくてもできるようにするとか、作業時間の視点で検討されると、

そういうものが見えてくるはずなのです。ですから、基本計画の改定までにそこら辺を少し見直していただければというのが第1点ですが、それはよろしいでしょうか。

○松井課長 そのあたりは我々としても検討させていただいたところなのですけれども、登記申請の内容に不備があるときには、やはり我々としては、事業者の方にもう一度申請書を直してくださいとお願いいたします。それが補正の手続ということになります。事業者側の作業時間ということを見ると、その時間も含めないといけないのではないかと考えております。そうすると、登記の完了に至るまでに法務局と申請人との間のやりとりがあり、そこで時間がかかっているということでございますので、我々としては、事業者の方が登記の正しい申請のために補正の作業してきたことを含め、事業者の作業時間をとらえたところでございますが、なお皆様のさまざまな御意見を伺いながら考えていきたいと思っております。

○安念主査 それはそれで、私は一つのお考えだと思うし、登記の場合、手戻りが結構発生し得ることは私も経験しているので、それはよろしいのです。問題は、それが正しいかどうかという話ではなくて、ほかの省庁との横並びでコストというか時間を計測することによって比較の意味が出てきますので、他省庁にもお願いしているような計測の仕方をしていただけるかどうかについては、また事務局を通じてお願いすることがあろうかと存じますので、その節はまたよろしくお願いいたします。

高橋先生、ごめんなさい。

○高橋部会長 ですから、横並びの形でやっていただくこともぜひ御検討いただきたいし、その際には、一々役所に行って、ここを突き合わせて、ここを訂正するみたいな話ではなくて自動的にやっていただく。そういうことも御検討いただく必要があるのではないかと考えています。見方が違えば直すべき、発見すべき点も違ってきますので、そこは御検討いただきたいと思います。

もう一点、論点回答の1ページでファストトラック化の話です。登記法の23条で申請順にやりなさいという話になっているときに、役員の変更登記などについても、それを後回しにしてやるという趣旨だと、登記法23条の趣旨にも合致しないと思います。そういう意味では、全体としての登記の迅速化というのが多分パッケージの趣旨だと思うのですが、それについてはどのように御理解されているのでしょうか。

○松井課長 商業登記法において受付順に行うというのは、基本的には、ある会社において矛盾する登記申請が出てくることを念頭に置いたものでございます。例えば、ある役員が重任する、再び就任するということと、その人を解任するという登記申請が、役員間の争いなどにおいてほとんど同じような時期に出されることがございます。そのときには、やはり先に来たものを優先して処理するというところでございます。

しかし、設立においては、まだ会社ができ上がっておりませんので、そのような矛盾する登記というものが基本的にはございません。留意すべきなのは、設立しようとするその所在場所に、同一商号の別会社があらかじめ本店移転などによってほかのところから移っ

てくると、当該別会社と設立しようとする会社とが競合するわけですが、そこはシステム的にチェックをして、先後関係を明らかにしようと考えております。

平成17年に施行された不動産登記法第20条においても同じような受付番号順によるという規定があるわけですが、不動産登記法では、より細かく丁寧に規定を置きまして「同一の不動産に関し」というふうにわざわざ書いているところがございます。その趣旨は、今、申し上げたとおり、同一の不動産について矛盾する登記申請があったときには先のほうが勝ちであるということです。ですので、一般的に、先に登記申請があったものについて、余りに遅く処理するというのは望ましいことではないわけですが、法律の要請といたしましては、特定の会社についての矛盾する登記申請を順番どおりにするというところが基本であると考えております。

○高橋部会長 要するに、23条の趣旨はそういう趣旨なので、別に法人設立登記をほかの登記申請に比べて優先的に処理するのは23条違反ではないという御趣旨だということですか。

○松井課長 おっしゃるとおりでございます。

○高橋部会長 わかりました。

ただ、全体の趣旨として、ほかの登記手続が遅れていいということが、新しい経済政策パッケージの趣旨ではないと思うのですが、そこは再生事務局、いかがなのでしょう。

○川村参事官 再生事務局の参事官の川村でございます。

高橋部会長の御指摘のとおりと申しますか、全体のスピードアップをぜひ心がけていただければと考えております。そのための業務の電子化の徹底というのがあわせて記載されていると理解をしております、それが私どもの思いといたしますか、そういう考え方でございます。

○高橋部会長 そういう意味では、そこに集中されるということ、閣議決定を遵守されるのは非常にいいことだと思うのです。それをバックアップするためには、ほかの手続も迅速化して、省力化して、そこにマンパワーを集中できるような体制をつくるというのは極めて重要だと思います。そこでここに書いてありますが、徹底した電子化とおっしゃっているのですが、この中身はどういうことをお考えなのでしょう。

○松井課長 ありがとうございます。

オンライン申請が増えてまいりますと、要は登記すべき事項が電子的に送られてくるということになります。そうすると、変更登記のときにでも、その送られてきたデータを用いて簡易に登記簿への入力ができるということもございます。このように、今、登記情報システムの更改作業中でございますが、そのような仕組みをつくったり、また、その登記申請の内容が既存の登記簿と矛盾しているかどうかについても自動的にチェックできるようにならないかなど、登記官の審査事項を電子化することによって軽減していきたいと考えているところでございます。

○高橋部会長 それはもう実現される方向で。



○松井課長 今、申し上げたことは、そのような方向でシステム改修を行っているところでございます。

○高橋部会長 それはいつまでに御改修されるのでしょうか。

○松井課長 先ほど申し上げた登記情報システムの全体の改修作業の中でございますので、平成32年度には完成する予定でございます。

○高橋部会長 はい。

○安念主査 よろしいですか。

どうぞ、どなたか。

林先生。

○林委員 御説明ありがとうございました。

行政からの生産性革命という点で、登記業務プロセスの見直しをさせていただいているところだと理解しております。

その点で実務を教えてくださいたいのですが、資料2の別添2、通し番号で15ページに表がございしますが、これの設立登記についての内訳を拝見しますと、資格者代理人、これは多分、司法書士の方だと思うのですが、それから本人申請を比較していきますと、資格者代理人の方ですら14.1%の補正率があるというのは私はちょっと意外だったのです。本人申請の場合、それが23.5%で、次のページの役員変更の登記を見ますと、資格者代理人の場合でも補正率が13.2%もある。本人申請の場合、さらに補正率は31.9%ということなのですが、何を出さなければいけないかということがわかっていて、資格者代理人の方はそのプロでいらっしゃるわけで、しかも、資格者代理人の方の場合はオンライン申請率が92.2%ということですから、どうしてこんなに補正率が高いのか。私はちょっと高く感じたものですから、こういう手戻りをなくすような見直しの余地があるのかどうかというのを1点伺いたいと思います。

それから、平均作業時間のところなのですが、先ほど高橋部会長から、どの範囲をとって作業時間を比較するかという問題点もおっしゃられましたが、この比較ですと、資格者代理人が15.7日、本人申請が16.1日で、役員変更登記の場合もそれぞれそんなに変わらない数字なのです。資格者代理人と本人申請でそんなに変わらないというのも、またちょっと不思議な気もしたのですけれども、その点はどのように理解されているのでしょうか。

以上、2点でございます。

○松井課長 まず1点目につきましては、確かに資格者代理人の方々はプロでいらっしゃるのに十数%の補正率ということは、私もちょっと高いなと思いましたので、この原因について、具体的にどういうことなのかはこれから精査してまいりたいと思っております。

また、司法書士の方も、不動産登記がお得意な方と商業登記のお得意な方がいらっしゃる。そのあたりもあるのかもしれませんが、いずれにしても、原因を考えてまいりたいと思います。

もう一点の、作業時間が資格者代理人と本人申請とでそれほど変わらないという点で

ざいますが、登記といえますのは、基本的に登記原因が発生してから2週間以内にしなければ過料の制裁があるということになっておりまして、そういう関係で、本人申請の方も余り遅くならないようにということは考えられているのだらうと思います。

また、資格者代理人に依頼すると多少そこで時間がかかりそうにも思いますけれども、資格者代理人の方は本人から依頼を受けたら速やかに登記を申請していらっしゃるということもあり、このようになっているのかとも思います。いずれにせよ、今のところは分析ができていないというのが正直なところでございます。申しわけございません。

○林委員 わかりました。そうしますと、やはり手戻りとか補正をなくすという意味での業務見直しをしていただく上では、補正率のほうを見直していただくとし、平均作業時間のところで、2週間という枠から、しょせんそんなに変わらない数字になっているということなので、登記事項の発生のところから見るというのが果たして合理的なのかどうかというところかなと思いました。

以上です。

○佐久間専門委員 御説明ありがとうございました。

非常に単純な点をお聞きしたいと思います。役員変更の登記の補正というのは、具体的に何の補正が主なものなののでしょうか。設立の登記だと、補正というのがいろいろあるのは何となく想像できるのですが、役員変更の登記で何を補正するという話になるのか。その中身がもしわかるのであれば教えていただきたいということと、これは林委員が言われていることなのですが、これがもし添付書類とかそういうことであれば、申請のときに添付書類がなければそもそも申請ができない形のオンラインのシステムというのは幾らでもできるはずだと思いますし、比較的簡単な内容なので、申請のフォームをシステム的に制御することで、出たら補正がないということができるような気が、少なくとも役員変更のほうはできるのではないかと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○松井課長 ありがとうございます。

商業登記については、この2～3年、真実性を確保するという観点から、省令の改正によって若干添付書面を増やしてきているところでございます。1つは、役員の就任の登記をするときに、本人確認証明書というもの、具体的には住所や氏名が記載された公の機関が発行した証明書の添付が必要です。一番多いのは運転免許証の写しでございますが、そういうものが添付されていないことがございます。また、もう一つの改正点としては、株主リストの添付が平成28年10月以降必要です。これは株主総会決議によって登記事項が定まる役員変更の登記などについて、主要な株主上位10名を基本的にリストにして出させていただくということですが、このあたりで書き方が間違えている、ないし添付していないというような補正があったと聞いております。

このように、添付書面をつけていなかったり、間違えているということが多いと聞いていますので、我々としましては、やはり法務省ホームページのほうでこのような添付書面が必要だということをよりわかりやすく説明する必要があると考えて

おります。

以上です。

○安念主査 しかし、そのところは、オンラインにしてしまっていて、いろいろ入力して、あなたは株主リストがついていませんよと、あるいはIDの photocopy がありませんよという警告を出してしまっていて、それに従わなければ受け付けないというような仕組みをつくることは割に簡単にできそうな感じがするのですが、そういうところの御検討はありますか。

○松井課長 我々としたしましても、申請する前の準備段階で必要な添付書面が欠けていないかどうか、そういうものを簡易にチェックできるような仕組みを考えようということで、今、継続して行われている内閣官房におけるオンライン・ワンストップ化検討会において、また議題にさせていただきたいと思っているところでございます。

○安念主査 もちろんチェックリストのことなのだけれども、要するにそれをオンラインで完結できる、つまり、オンライン上で必要な情報を入力しなかったら受け付けない、という仕組みをつくってしまえば簡単なような気もするのですが、そう簡単でもないですか。

○松井課長 会社法の定める機関設計というのが数十通りもありますので、どこのあたりまでそういうものがつくれるかということを含めて、どこまでできるかを検討してまいりたいと思っております。

○安念主査 それは設立のときにはごもっともだと思うのです。定款の書き方で、監査等委員会があるのに監査役もいるとか、例えばそういうことをおっしゃっているわけでしょう。いろいろな組み合わせによって、面倒くさいけれども、できなくはない話だと思うのだけれども、私が言っているのは設立の話ではなくて、役員の変更のように比較的機械的なものについては、入力するものを全部電子化してしまっていて、入力漏れがあったら送信できない、あるいは登記所のほうで受け付けないという仕組みにしてしまえば、むしろ法務省さんとしても簡単なのではないかと何となく考えているものですから、それで伺ったのです。

○松井課長 その添付書面というのは、法務省のほうで書式を提供できるものとは限りません。例えば、株主総会議事録や取締役会議事録というのは、各会社の皆様で、進んでいる会社ですともう電子的につくられて、電子署名をかけていらっしやって、それを添付書面としてつけてくるということになります。ですので、そういうものを自動的にチェックできるのかどうか、私はそこまでシステムに詳しくないのですが、これらを踏まえつつ可能なことはやってまいりたいと思います。

○高橋部会長 それは、添付がなかったら、これは申請できませんという警告画面が出るようにすれば、それでおしまいだと思うのです。

○松井課長 要は、添付ファイルでついているものというのは、中を見れば何が書いてあるかはわかるわけですが、システムではじくとなると、恐らく何をもってはじくかという基準をつくらないといけないと思います。それは、法務省でシステムを全部つくり切って、その議事録に従ってやってくださいというのであれば、それを使っていなければはじくと

いうのはできると思いますが、登記の添付書面は、登記法で求められているもの以外に、まずは会社法の規定に基づき作成義務が課されているものもございます。そのように、各会社の側で自由な方式で作成するものについて、それを開かないままチェックする仕組みができるかどうかというのが、私は今ちょっとわかりませんので、これらを踏まえつつできることを考えてまいりたいと思います。

○安念主査 それはよくわかりますよ。仮に、一番簡単な方法で、電子的に、要するにワードで総会の議事録をつくり、判こも押して、それをPDFに焼いて添付ファイルにして送信するとしましょう。ところが、それは開いてみないと、会社法や商業登記法が求める内容の議事録であるかどうかはわからないわけですね。それを自動的にシステム化できるかどうかは、今のところはまだ自信がないという御趣旨だったわけですね。それは、現状としてはそうだろうと思います。そこから先は技術の問題だな。

○林委員 まず、申請の受付のところ、中身はともあれ添付書類がそろっているかどうか、何かがついているかどうかという意味では、多分、オンラインでチェックできると思います。その先の中身の審査は、AIで文書を読めるかどうかとか、そういう話がまた出てくると思うのですけれども、少なくとも形式的なチェック、添付漏れが補正の主たる原因、ある程度を占める原因であるとしたら、形式的な添付をチェックするような点は、2020年、平成32年のオンラインのシステム改定に向けて、今の仕様書の要件定義などをする時期だと思うので、そういう中で入れていただいて、2021年にはそれが使えるようになるとか、そういう絵姿を見せていただきたいと思います。

○高橋部会長 我々は添付書類もなるべく合理化していただきたいというお願いをされていて、先ほど、近時の改正で株主リストと本人確認証明書を求めるようになったということなのですが、これは法制審議会でも必要だということでそのような話になったのでしょうか。

○安念主査 順次、お答えいたします。

○松井課長 商業登記手続については、法制審議会でも議論しているということは今までもしておりませんので、むしろ省令改正のパブリックコメントの中で皆様の御意見を伺いながらやっているところでございます。

そして、日弁連の意見書などでは、登記の真実性をより高める方向で考えるべきだということがよく言われているところでございます。

○高橋部会長 一般論としてはわかるのです。しかしながら、株主リスト上位10人まで要求して、これは議決がきちんとされているかどうかということをチェックしたいという趣旨なのですか。

○松井課長 株主総会決議をめぐって争いが行われるということもありますので、そのあたりの証拠をしっかりと残していただきたいということでございます。

○川田専門委員 ありがとうございます。

ちょっと前に戻りまして確認でございますけれども、15ページ、16ページの設立登記と

役員変更登記の表ですが、これにはちょっと違和感がありまして、随分件数が少ないなと思いましたが、10月2日を基準日としているわけですね。特に役員変更が一番すいている時期だと思うのです。つまり、3月決算の場合は当然6月の株主総会の後に申請することになりますし、12月決算ですと3月総会の後となってきます。おそらくそこが一番ピークで、東京法務局や大阪法務局単体だけでも相当な件数があるのではないかという思いがしました。

それから、今、話題になりました添付書類ですけれども、総会議事録でも今はたしか抄本でもいいという扱いになっていると思うので、抄本で確認をされているわけですね。その抄本は、代表者の印、代表者がかわらなければですけれども、それで真実性が確保されていると解釈されていると思うのです。それならば、電子申請やオンラインでも何かの形で代表者の証明があれば真実性が確保できる。つまり、様式を変えてもできるのではないかと思うのですけれども、その2点についてお聞きしたいと思います。

○松井課長 まず、10月2日を選んだ理由でございますけれども、10月2日は登記申請が少ない時期というわけではございません。設立をしようとする会社などは4月か10月に設立するところが多うございますので、我々法務省が6月末に基本計画をつくり、その後に測定をする体制を整えて、一番多く登記が出そうな時期を選んだということでございます。むしろ今の2月ぐらいのほうが、よほど少ないと思います。

2点目は、私のほうが今ちょっと理解できませんでしたので、申しわけございません、もう一度御趣旨をお願いできますでしょうか。

○川田専門委員 まず1点目なのですけれども、10月2日と7月の初めであるとか4月の初めで相当件数が違うと思うのです。したがって、オンライン率も違う、あるいは平均作業時間も違うのかなと思いましたが聞いた次第でございまして、10月2日がいいか悪いかの議論ではなくて、もう少しピークのときには数字の位置づけ、意味づけが変わってくるのかなという意味で申し上げた質問であります。

2点目については、確かに会社法で株主総会議事録をつくらなければいけないわけですが、登記申請で必ずしも会社法とリンクさせる必要はないのではないかという意味です。つまり、そこで真実性を確保できれば、代表者が確保できれば、別の様式でも構わないのではないかと思いますので、そういう質問でございます。

○松井課長 1点目の6月、7月にするかどうかという話ですけれども、オンライン率が月によってそれほど大きく異なるとは、現場からは聞いておりません。ですので、基本計画を策定した後に比較的事件数の多いところで選ばせていただいたということでございます。

2点目の株主総会議事録のように会社法上の書面と商業登記を必ずしもリンクさせなくていいのではないかという御指摘なのですが、我々は、登記の真実性を確保するという責務がございまして、議事録については、会社法上、虚偽記載や会社に備え置かないことについて一定のサンクションが科せられるということで、その内容の真実性が高く担保

されていると考えております。ですので、議事録でないものをもって登記申請の添付書面とするのは適切ではなく、やはり会社がつくるべき議事録を登記の申請書の添付書面とする必要が、登記の真実性の観点からも必要ですし、また、会社法の実際の社会への根つき方は、この登記申請の過程を経ることによって培われるという側面もございます。登記申請の添付書面とされていることによって、あらゆる会社にとって、議事録をつくることの重要性を我が事として感じていただけるという効果があるのではないかと思うのです。

○村上専門委員 村上です。どうもありがとうございます。24時間以内の手続き完了など、立てた目標の実現に向けて、ぜひ一緒に協力して進めていければと思います。15、16ページの表に関する確認が3点と、電子化を進める上での意見を2つ述べさせていただきます。

まず、15、16ページについては、今、川田さんからもお話がありましたように、年間の申請件数の推移・変動がわかれば教えていただけますでしょうか。

2つ目は、本人申請の場合、オンライン化率が登記の場合はゼロで、役員変更もほぼゼロに近い。なぜ本人はオンライン化率が低いのか、もしその要因がわかれば、教えていただけますでしょうか。

3つ目は、オンライン申請の場合とオンライン申請でない場合で補正率に違いがあるでしょうか。つまり、オンラインで手続する人は補正が少ないのが多いのか、もしデータをお持ちでしたら、後日、事務局経由で教えていただければと思います。

あと2点、電子化に関する検討の進め方に関する意見ですが、ほかの電子行政サービスでも、手続だけを電子化して、その前後が電子化されていないために、利用者も職員も効率が悪くなっていない場合があります。手続だけを電子化するのではなくて、その前後の業務をきちんと見据えた上で業務全体を電子化することに留意して検討していただきたいと思います。

その際、先ほどもお話が出ましたが、登記申請に関する行政側の手続だけではなくて、これは想定でいいので、民間がどのようにこの申請手続に臨んでいるのか、その手続の後、民間がどういうことをやっているかについても、把握して効率化する必要がありますので、そこも留意していただきたいと思います。

我々が民間企業で業務改善や電子化に取り組むときは、業務フローを作成し、作業項目単位で時間を計測して、どこをどれだけ、どういう方法で短縮するかという検討を行います。ぜひそういう手法を、取り入れていただきたい。

もうひとつは、システムで事前チェックして補正率を下げることで全体の業務処理時間の削減につながります。事前チェックの段階で、書類の添付漏れなどの外形的なエラーをなくすことで全体の時間短縮ができると思いますので、そういった視点もぜひ取り入れていただければと思います。

以上です。

○松井課長 まず、15ページの表の年間の変動につきましては、現場の作業状況なども踏まえて、可能な限り考えてまいりたいとは思っております。

次に、本人申請の場合にオンライン率がゼロ%といたしますのは、公的個人認証電子証明書を使って申請していただく方がいないためということに尽きるかと思っております。

3点目に、オンライン申請か違うかで補正率が異なるかという点、この15ページの表を見るだけでは確かにわかりませんが、バックデータで見てわかるかどうか、それを確認した上で、わかればまた御提示させていただきたいと思えます。

そして、いただいた2つの御意見につきましては、御意見を踏まえながらまた検討してまいりたいと思えます。

○高橋部会長 やはり添付書類にこだわりたいのですが、全体として日本で設立、いろいろな企業活動がやりやすいという点で、登記の真実性を確保することが非常に重要だというのはわかるのですが、その一方で、登記手続に関する負担を軽減するのは重要だと思えます。

そういう意味で、例えば、会社法上の議事録が要りますということで、これは絶対に必要だということになれば、今の経済環境の中で、株主リストまで求める必要が本当にあるのかどうか。本当にこれを求めないと登記の真実性を確保できないと検討されてこういうものをされたかどうかは、もう一度チェックしていただきたいというのが1点です。

それから、死亡届はバックヤード連携で不要になるのではないかという気がするのですが。

○安念主査 ちょっといいですか。途中でごめんなさい。

IT室の方はどなたかいらっしゃるのですか。行政が保有している情報ができるだけバックヤード連携で使えますという話なのだけれども、ここで言う行政が既に保有している情報の意味ですが、例えば死亡に関するような情報はこの中には入らないというふうに、IT室さんは考えていらっしゃるのかしら。

○奥田参事官 死亡に関しましては、住民登録のところで、住民票のほうで確認できますので、マイナンバーカード等の連携で確認できるものと思っております。

○安念主査 わかりました。それはIT室さんのお考え。

法務省さん、済みません。

○松井課長 株主リストについてはパブリックコメントでも賛成が多かったということで入れてはおりますけれども、御指摘もございましたので、もう一度精査をしてみたいと思えます。

死亡届につきましては、実際の現場に聞きますと、戸籍や住民票などを持ってくるというケースよりも、会社に対して遺族が届け出るという非常に簡易な方法でやっている聞いております。ですので、法律上は「退任を証する書面」と書かれているわけですがけれども、そのような簡易な方法が使われているというのが現状の御説明でございます。

そして、バックヤード連携の可能性を理由に「退任を証する書面」というものを法律から削除してよいかといいますと、それは、死亡届だけでなく辞任届の話もありますし、簡易な死亡届としての遺族の届出書もあるので、そこを法律上削除するのは難しいかと思えます。

ます。ですので、そのような情報連携を戸籍との間でつくるかどうかは、費用対効果の面も考えながら、現場でどのようなものが多く使われているかというのとも考えながら、進めていくものかなと思っております。

○安念主査 一般論として言えば、技術で克服できるところはできるだけしたいということ、これは一応自明の前提だと思うのです。まさに技術を使うときに費用対効果というのは絶対的な要請だから、それは見なければいけない。ほんのわずかしかな件数がないものについて大きなシステムをつくったって意味がないわけですから、それは私もそのとおりでと思うのだが、技術で克服できるものであれば、できるだけ技術で克服したい。これは必ずこういうふうには、こういう答えが出ると決まったものではなくて、テクノロジーでの検討がどうしても必要な話になってくるだろうなと思います。

どうぞ。

○高橋部会長 もう一点、例えばリストや株式総会議事録は、見たいと思えば、そちらで閲覧は可能なのですね。

○松井課長 利害関係を有する方であれば、閲覧は可能でございます。

○高橋部会長 でも、行政はできないのですか。もしそのように仕組みをと思えば、行政のほうで見る仕組みは。

○松井課長 行政のほうも、例えば、警察の方が犯罪捜査のために刑事訴訟法に基づいて見たいというようなことであれば当然見せることになりまして、登記所が保有する個人情報でございますので、法律に別に規定があればそれに基づいてお示しすることは十分あり得るところでございます。

○高橋部会長 ですから、死亡届と一緒に、そこは総合的に御検討いただければと思いますので、よろしく申し上げます。

○安念主査 林先生、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

本日ではなくて結構なので、ぜひ2020年システム改定に向けての御説明の資料を出していただきたいと思います。先ほども委員の方からお話がありましたように、業務フロー、ワークフロー、またユーザーインターフェースとかデータフローについて、どういう全体設計をなさっているのかと。今、費用対効果というお話がありましたけれども、今回の2020年システム改定に幾らかかるのか。それが2021年以降に行政手続として国民のほうも費用を払うわけですから、そのコストが20%カットということにどうやってつながるのか。初期投資で幾らかかるかということよりも、最終的な効果のほうの便益との比較をどのように考えてフローの改定、見直しをなさっているのかということがわかるような資料を出していただければと思います。

○松井課長 システムの関係の者と相談して資料を考えたいと思います。

○村上専門委員 先ほど2点質問をし忘れまして。1つ目は、先ほど補正率を減らすことがポイントだと申し上げましたが、現在の補正内容を分析して、補正の発生を防ぐような



取組をしているかどうか。

2つ目は、法人インフォメーションとの連携について検討しているか。その2点をお願いします。

○松井課長 補正率を下げるのが重要であることは、我々も今回のことで認識しております。今月、来週に行われるワンストップ検討会でもそのあたりのことをまた御説明したいと思っておりますが、本人申請においては、申請をするときのデータの入力ミスが非常に多くなっております。具体的に言いますと、テキストデータ方式で、「商号」○○株式会社などと書いていただくのですが、その「」（かぎ）というのがそもそも入力されていないのでエラーになってしまったりとか、このあたりは我々の初期設定でしっかりそのようなことを書いてあげておけば全く問題がないことになりますので、そのような事前の申請書作成支援ということをやりたいと思っております。

また、申請書には、商号と本店と代表者、これを一番冒頭に書いた上で、設立の登記であれば、また同じことを、商号、本店、代表者、その他の役員ということを書かなければならず、二重に書かせる仕組みになっておりました。ですので、1回書けばそこが転記されるような申請書の作成支援を行ってほしいということを、補正内容に応じて考えております。

また、添付書面をつけていないものについては、先ほど来、御指摘いただいておりますので、それをまずは典型的な会社の類型においてわかりやすく、足りているか、足りていないかわかる、ミスなく申請ができるようにする仕組みを考えていきたいと思っております。

2点目の御質問の法人インフォメーションというのは、経産省がやっていらっしゃる法人インフォのことでよろしいでしょうか。

○安念主査 そうですね。

○松井課長 今のところ、そのような話はまだ承知していないところでございますが、御要望等をお聞きしながら、必要に応じて考えてまいりたいと思っております。

○高橋部会長 商業登記電子証明書の使い勝手をよくするというのは極めて重要だと思います。先ほどの基本計画では、平成29年度に検討されるという話だったのですが、もうそろそろ29年度は終わるのですけれども、先ほど手数料の話がありました。それ以外に何か具体的に実現可能なものはあるのでしょうか。そこら辺も詳しくお教えいただければと思います。

○松井課長 今、考えておりますのは、一つは手数料の引き下げですが、御指摘をいただいているのは、商業登記電子証明書というのは1年間で更新されていくというスパンが短いのではないかと伺っております。もう少し期間が長くなれば利用者のほうも一々更新しなくて済んだのだということを知っております。そのあたりは、ほかの電子証明書が何年か、また世界的にどういう動向にあるか、こういうものを聞きながら進めていきたいと思っております。

○高橋部会長 あと、オンライン手続の創設とお書きいただいているのですが、この辺の手続の使い勝手のよさみたいなことは御検討されているのでしょうか。

○松井課長 やはり現在ですと、本店所在地の管轄登記所に申請書と印鑑カードと公開鍵を入れたUSBを持っていくという手間暇がかかっているところが、オンラインによれば、それを電子で送るだけということになりますので、非常に便利になるはずであると思っております。ワンストップ化検討会におきましても、また今月末に議論していただきますけれども、基本的にはデジタルファーストという理念のもとで、印鑑ではなく、このようにオンラインのみで電子証明書が発行できることが望まれていると、我々はこの半年の議論で感じ取っているところではございます。

○高橋部会長 ですから、その場合に、役所に行って印鑑カード等を要求しているわけですね。この場合のオンライン申請ではどういう書類を要求されることを想定されているのでしょうか。

○松井課長 オンラインで商業登記電子証明書を請求するというのは、一番典型的なのは会社を設立する登記申請ですが、その際のお話でよろしいでしょうか。

○高橋部会長 その場合の添付書類はどんなものを御検討なのでしょうか。本人確認のために添付書類とかを当然要求するわけですね。どんなものを要求されるのでしょうか。

○松井課長 まず、会社を設立するときに、公的個人認証電子証明書を付して会社の設立登記のオンライン申請をしますが、そのときにあわせて商業登記電子証明書を発行請求していただくということに通常はなろうと思います。その他の会社は印鑑を求める会社ですので、印鑑を求める会社については印鑑届出をしてもらう。これは完全デジタルにはいかない会社の類型だと思います。

今、ワンストップ検討会で言われておりますのは、完全デジタルに移行したい会社、そのための道を開けというような議論がございます。ですので、オンライン申請の設立登記とともに、オンラインで電子証明書発行請求をしていただく。そのときに公的個人認証電子証明書で電子署名をかけて、公開鍵をあわせて送っていただくということで、本人確認は十分ではないかと考えているところです。

○安念主査 なるほどね。わかりました。

よろしゅうございますか。

○高橋部会長 はい。

○村上専門委員 以前、法人設立ワンストップの検討会でも、話題にしたのですが、海外の場合、印鑑がないところが多く、全て個人のサインで契約書の締結などを行っていると思います。日本の場合は、個人の印鑑と法人の印鑑を使い分けている。海外は法人の印鑑という概念がないので、個人のサインでどのように法人の契約などを行っているのか、委員の方でどなたかご存知でしたら教えていただけないでしょうか。

法人の印鑑という概念がなくなれば、全部、公的個人認証で済むのではないかと考えていまして、そのあたり、もしどなたか情報をお持ちでしたら教えていただければと思いま

す。

○安念主査 どなたか御存じの方はいらっしゃいますか。

○高橋部会長 法務省さんが一番わかっているのではないですか。

○安念主査 いや、外国は。それでは、ちょっとまた調べておきましょう。

○村上専門委員 無理なお願いをして済みません。

○安念主査 ありがとうございます。確かに外国との比較というのは必ず要るわけだから。

○高橋部会長 法務省さん、そういう資料は持っていらっしゃるのですか。

○松井課長 今、手元にはございませんし、我々としては、やはり登記簿に立脚した商業登記電子証明書というものが、本人性の確認だけではなくて、会社が存在をすること、そして代表権限があることまであわせて証明しているという点で、公的個人認証よりも非常に証明力の高いものであると考えているところでございます。

○高橋部会長 ですから、それを証明するためにも海外比較は要るのではないのでしょうかという話なのです。

○安念主査 日本のような意味での商業登記というのは外国にあるのですかね。私はよく知らないけれども。

○高橋部会長 その辺も含めて、ちょっと御検討いただければ。

○安念主査 研究していただきましょう。

ほかにいかがですか。

本日はどうもありがとうございました。大変有益な知見をいただきまして、今後ともひとつよろしく願いいたします。

御案内のとおりなのですが、デジタル化は商業登記固有の問題ではありません。添付書類をどうするか。それから、どうしたって誤った申請、エラーは必ずありますので、補正というのがあるわけです。これは他の許認可の申請と全く同じこととございます。それどのように克服してきたか、克服しつつあるかといえ、できるだけ添付書類を少なくする、もしもどうしても必要な場合は、何かの形でデジタル化することを検討する。こういう方法で何とかやっつけてこようとしたわけです。ですから、検討の方向は、恐らく商業登記であろうが他の許認可の申請であろうが、本質的には同じだろうと思うのです。

一方、補正の問題、これはデジタル化とリンクしていることとございますが、人間のやることですから必ず起きることですので、今、既に松井さんから一、二、アイデアの御紹介があったやに伺ったのですが、その補正をできるだけシステム的に解決したい。つまり、エラーがそもそも起きないようにする。例えば、かぎ括弧をつけるべきところは初めからプレプリントにしておくといったようなことで、簡単なように見えて実は非常に大きく申請者は助かるわけですね。そういうやり方で、システム的にできるだけ解決する道をつくりたいということであろうと思います。

そうすることによって申請人も助かるけれども、同時に登記所さんのほうも無駄な手間

が省けるわけだから、お互いにハッピーであるという方向が目指せると思います。今の2つの方向で、ほかの許認可についてのデジタル化も進めるように、皆さんに御尽力をいただいているところですので、法務省さんにも引き続き御協力を賜りたいと存じます。

どうぞ。

○高橋部会長 2点だけ。これはIT関係なのですが、1つは、公告についての調査委託料が8万円というのはいかにも高いのではないかとことです。要するに、紙にかわった電子公告を使う妨げになっているのではないかと。

○安念主査 公に告げるほうの公告。

○高橋部会長 はい。そういう意味で、ぜひIT室とも連携しながら、もうちょっと使い勝手のいい電子公告システムをこの際ですからぜひ御検討いただきたいということ。

それから、もう一つ、IT関係で、ID・パスワード方式が電子署名にかえがたいというのはあるかもしれませんが、現行よりも高度なID・パスワード方式もあり得るのではないかと思います。そういう意味では、これもIT室とよく御相談いただいて、代替可能なものが本当にあり得ないかどうかということもぜひ前向きに御検討いただければと思います。そこはぜひよろしくお願ひしたいと思います。これはお願ひです。

○安念主査 それは先ほどから申し上げているように、ノーマティブな問題ではなくて、テクノロジーの問題ですね。リライアブルなテクノロジーがあればそれもやればいだけの話なので、そこはテクノロジー的に突破できるかどうか。これは法務省だけの問題ではなくて、むしろオールジャパンの問題だと思うのです。ぜひそれは検討したいと思います。

では、本日はこのぐらいにしておきましょう。

法務省さん、まことにいろいろお忙しいところを恐縮でございますが、今後とも御教示を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本日は本当にありがとうございました。

○筒井審議官 ありがとうございました。